

2015 年 NPT 再検討会議を終えて  
—その評価と今後の課題—

2015 年 6 月

REC-PP-01

鈴木達治郎 (RECNA センター長、教授)

広瀬訓 (RECNA 副センター長、教授)

中村桂子 (RECNA 准教授)

梅林宏道 (RECNA 客員教授)



# 目次

要旨	2
はじめに	7
1. 核兵器禁止に向けての動きと評価	8
2. 地域安全保障とグローバルな核の秩序	13
3. 原子力平和利用の奪いえない権利と拡散防止	17
4. 市民社会の役割	21
5. NPT 再検討プロセスの評価	22
6. 合意失敗の理由と今後の方向性	24
あとがき	27
付録	28
1 核兵器の人道上の結末に関する共同声明	
2 核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議において、マイケル・リンハルト・オー ストリア外務副大臣が発表した誓約	
3 中東に関する決議	

## 要旨

2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議は、最終文書を合意採択できずに終了した。被爆70年という節目の年で開催されたNPT再検討会議の失敗は、今後の核軍縮・不拡散政策に大きな影響を与えるだろう。これまでの政策のままでは、核廃絶に向けての動きは加速するどころか、遅滞または逆行する可能性さえある。今後の核廃絶にむけて、これまでの政策の延長線上ではない、新しい考え方が必要とされるだろう。本報告書は、NPT再検討会議をモニターしたRECNAのスタッフが、会議全体を振り返り、主要な論点を整理するとともに、合意できなかった原因、そして今後の核廃絶に向けての取り組みについての示唆をまとめたものである。

## 背景

NPTは、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の3本柱からなる。再検討会議は5年毎に行われ、今回は2010年に採択された合意文書で示された64項目からなる行動計画についての報告・評価と、今後5年間の方向性について合意することが目的であった。5年前と比較して、核弾頭数は減少しているものの、その進展度は停滞気味であり、米ロ関係、中東情勢、北東アジアといった地域の安全保障情勢も悪化してきている。一方で、「核兵器の人的影響」を巡る論議が世界に広がり、核兵器禁止に向けて賛意を示す国が増加していた。平和利用の面では、福島第一原子力発電所事故後の初の再検討会議であり、原子力利用の安全性、核セキュリティやサイバー攻撃といった、新たなリスクが注目されていた。また被爆70年という節目の年に、被爆者にとっては核兵器廃絶への見通しを見届けたい、という祈念が届くかどうかという、極めて重要な再検討会議であった。そういった情勢の中で、再検討会議は2015年4月27日から5月22日にわたり、ニューヨークの国連本部で締約国160カ国およびオブザーバーのイスラエルが参加して行われた。

## 主要論点

再検討会議は、第1週が各国の報告や声明演説、第2週から課題毎の議論が行われた。主要委員会I（核軍縮、安全の保証等）、II（核不拡散、保障措置等）、III（原子力平和利用、安全、核セキュリティ等）の3つの主要委員会、さらにそれぞれの委員会にて、補助委員会I（核軍縮の効果的措置等）、補助委員会II（中東非大量破壊兵器地帯問題等）、補助委員会III（NPT脱退問題等）が設置され、第4週の1日目に各委員会の報告が全体会議に報告された。最後の1週間で最終文書案の作成とその議論が進み、最後の22日に最終文書案が採択される予定であった。ここでは、今回の再検討会議における主要論点を整理しておく。

### (1) 核兵器禁止に向けての動きと評価

2010年の再検討会議以降、「核兵器の非人道性」に注目した軍縮アプローチが台頭した。有志国家による非人道性「共同声明」の発出や3回にわたる「国際会議」の開催を経て、核兵器使用の非人道性を基盤に禁止の法的枠組みの議論を求める国際気運が高まっていた。

4週間の会期中を通して、非人道性への認識は各国から繰り返し表明された。そしてその多くが非人道性の論理的帰結として核兵器禁止の法的枠組みの必要性に言及した。そうした論陣の中心を担ったのが「新アジェンダ連合(NAC)」であった。NACの要請を受けて、主要委員会Iにおいては、核軍縮のための「効果的措置」の検討を行う補助委員会が設置された。NACは効果的措置の前進のためには法的アプローチが不可欠であるとし、その具体的な中身として「包括的な核兵器禁止条約(NWC)」や「簡潔型の核兵器禁止条約(NWBT)」といった選択肢を提示した。

このように、NPT締約国の圧倒的多数の声を反映した法的議論の要請であったが、最終文書の策定過程においては、核兵器国およびその同盟国の要求を受け、非人道性や法的枠組みに関する記述の多くが削除・修正されていった。最終文書案の採択に至らなかった直接の理由は中東問題であるが、核軍縮の面でも相当に「弱められた」内容の案に対し、非核兵器国の多くが不満を表明しており、両者の溝があらためて浮き彫りになった。

一方、核兵器禁止と廃絶に向けた法的な「溝」を埋めるための行動を謳ったオーストリア提案の「誓約」に107カ国が賛同するなど、法的議論の開始を求める非核兵器国の動きは今後も拡大していくとみられる。「国連公開作業部会」の設置などの新たな局面を迎える可能性もあり、今後の展開が注目される。

### (2) 地域安全保障とグローバルな核問題（中東問題を含む）

主要委員会IIでの核不拡散をめぐる議論では、NATO諸国と米国との核シェアリングの問題やIAEAによる保障措置の強化のための追加議定書の位置づけと原子力関連物資、技術の輸出規制、および非国家主体への核拡散のリスクと核セキュリティのような原子力の平和利用とのバランスの問題で意見の対立があったものの、それらの対立は、最終文書の作成のプロセスでほぼ解消されつつあった。

しかし、2010年の再検討会議で合意された中東非大量破壊兵器地帯設立へ向けての国際会議の開催が実現しなかった問題で、イスラエルおよびイスラエルを支持する米国とエジプトをはじめとする中東諸国が激しく対立した。結局フェルキ議長が提示した最終文書案に対しても、中東非大量破壊兵器地帯に関する部分で、米国、英国、カナダが、開催時期に期限を設け、すべての当事国の参加を前提とせずに会議を招集するという方針に反対し、最終文書の採択は不可能となった。このような結末は、NPTという、本来は世界規模での核の問題を扱うための条約の場で、深刻な対立を抱える地域的な問題を扱う難しさを浮き彫りにした。

### (3) 原子力平和利用の「奪いえない権利」と拡散防止

NPT第4条には、この条約のどの規定も締約国の原子力平和利用についての「奪いえない

い権利」に影響を及ぼしてはならない、と明記されている。一方で、核兵器取得に直接つながる技術や核物質の拡散防止は、NPT の重要な目的の一つであることから、この「奪いえない権利」と「拡散防止」のバランスが重要とされてきた。

今回、注目された課題としては、福島事故を受けての安全性や核セキュリティについての取り組み、原子力発電以外の平和利用に対する技術協力の促進、そしてウラン濃縮や再処理といった「機微な技術」の所有につながる核燃料サイクルへの多国間アプローチであった。

主要委員会 III での議論は、「奪いえない権利」への強い主張、多くの途上国から「発電以外の平和利用」分野での「技術協力」促進への要請が訴えられた。安全性、核セキュリティといった重要課題については、特に「各国の主権」が強調され、その結果、過去 5 年間で既に合意されている範囲をこえるような措置が最終文書案に含まれることは結局なかった。

主要委員会 II での主な課題としては、NPT で規定されている IAEA の包括的保障措置をさらに補完・強化する「追加議定書」の「普遍化」の議論が行われたが、追加議定書を締約国の新たな義務とするような表現は結局採用されなかった。

結果的に、主要委員会 II, III については、最終文書案で合意がほぼなされていた模様だが、最終文書が採択されていたとしても、この分野での新たな成果はほとんどなかったといっていよう。

#### (4) その他の注目すべき課題

##### ①脱退問題

具体的な問題として、北朝鮮が非核兵器国として NPT に復帰すべきという点では異論は見られなかったが、脱退に一定の条件を付すべきとする先進国側と、主権の行使としての脱退の権利に制限を設けるべきでないとする一部開発途上国、また北朝鮮に対し一定の配慮を求める中国との間で、実質的に議論に進展はなかった。

##### ②再検討プロセスの強化

あまり多くの時間が割かれなかったこともあり、具体的な議論に発展せず、総論としてその重要性を確認するに留まった。ただし、2010 年に合意された行動計画が、中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議の問題も含めて、ほとんど実行されていないという点については、非同盟諸国から厳しい批判が出された。

#### 合意できなかった要因

はたして、合意できなかった原因は何だったのだろうか。公開の場では見えない交渉の背景など、詳細な分析を待たなければいけないが、大きく次の 3 つが考えられる。

### (1) 中東（など地域）情勢と核問題の複雑な関係

まず、直接の原因となった中東情勢と核問題の複雑な関係である。中東地域諸国の安全保障や国内の政治情勢、地域における民族・宗教をめぐる対立の根の深さ、核兵器国である米国（とその同盟国）とロシアの思惑など、その背景は極めて複雑であり、関係諸国間の不信感はあまりにも根強かった。

### (2) 核兵器国（と「核の傘」国）に対する不信感

しかし、もちろん中東問題だけが合意を妨げたわけではない。今回は特に「核兵器使用の人道的影響」を巡る議論が盛り上がり、もし最終文書が採択されていれば、今回の再検討会議の最大の成果といえただろう。しかし、この「人道性の議論」が各国の核兵器に対する姿勢を二分した。その中で注目されたのが、非核兵器国ではありながら「核の傘」の下にある諸国の動向である。結果的には、「核の傘」にある非核兵器国は、明らかに「核兵器国」と同調したため、「人道性グループ」や「非同盟諸国グループ」などからは、結局「核兵器依存」から脱却できない国々として、不信感が強まっていった。今後は、非核兵器国の中でも、核兵器に依存する国とそうでない国の対立がさらに深まっていく可能性がある。

### (3) NPT 体制、特に再検討プロセスの限界

最後に、NPT 体制、とくに再検討プロセス自体の持つ限界である。NPT は根本的に不平等な条約であり、核兵器国は合法的に核保有を続けることができる。無期限延長により、その立場はさらに強くなったといえるが、それに歯止めをかけるのが第6条の核軍縮義務である。しかし、その進展を客観的に検証・担保する仕組みが NPT にはない。したがって、この第6条の軍縮義務の履行・不履行を巡り、核兵器国と非核兵器国で、根強い対立が続いているのである。さらに、再検討会議の決定は原則として満場一致の合意が前提であることを考えれば、核兵器国に新たな要求をすることは極めて難しい。もちろん、一方で非核兵器国に対しても新たな核不拡散上の要求を義務付けることも難しい。また今回の会議の運営面では、非公開の会合や限られた国だけによる交渉が多く行われていたが、透明性に欠ける運営が最後になって響いた可能性もある。

## 核廃絶に向けての示唆

### (1) NPT 体制の今後：多国間グループや地域信頼醸成の役割をどう考えるか

今回も、最も存在感を示したのは、非同盟諸国（NAM）、新アジェンダ連合（NAC）に加え、あらたに形成された「人道性グループ」であった。今回の結果を十分踏まえたうえで、グループの目標、役割、そして連携について、再考することが求められるだろう。

さらに、中東問題で明らかになったように、安全保障上重要な地域の「信頼醸成」向上がグローバルな核の秩序にどう影響を与えるか、についての検討が必要だ。

(2) 核軍縮への取り組み：市民社会と政府の協働の在り方は？

今回の再検討会議では、**Reaching Critical Will (RCW)**という NGO が非公開資料も即座にウェブで公開し、非公式会合に参加できなかった政府代表団や専門家からも高い評価を得ていた。またサイドイベントでは、パグウォッシュ会議が少人数の「トラック 2」会合（政府代表団や専門家が個人の立場で非公式意見交換を行う）を開催し、有益な意見交換を行っていた。このような活動を通じて政府や専門家にも信頼される NGO の役割は重要である。この面では、日本の被爆者団体やナガサキ・ユース代表団等、会議の前半に大きな役割を果たした。今後は、上記のような NGO や専門家等との協働や政策形成過程への参加の在り方なども検討課題となろう。再検討会議が失敗に終わった今、I CAN 等の NGO と「非人道性グループ」が「核兵器禁止条約」に向けて具体的な動きをとっていくことが予想される。市民社会と政府、専門家の協働の在り方は大きな課題として検討に値する。

(3) 日本の政策：「被爆国」と「核抑止依存国」のジレンマ脱却

最後に日本の政策についても新たな方向性が必要だ。「被爆国」と「核抑止依存国」のジレンマを脱却すべく、新しい安全保障政策を目指さない限り、核廃絶への日本の貢献はどうしても限定されたものになることは間違いない。RECNA が提唱している「北東アジア非核兵器地帯」構想は、まさにこのジレンマを正面から受け入れ、その脱却を目指すものだ。NPT 再検討会議の失敗を新たな機会ととらえて、政策の転換を目指すことが求められている。

NPT 再検討会議は 5 年に 1 回しか来ないが、その準備は早い方がよい。今からでも、上記のような 3 つの点に留意した、新しい核軍縮・不拡散政策を構築していく検討を始める必要があるだろう。



## はじめに

2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議は、最終文書を合意採択できずに終了した。被爆70年という節目の年で開催されたNPT再検討会議の失敗は、今後の核軍縮・不拡散政策に大きな影響を与えるだろう。

NPTは、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の3本柱からなる。再検討会議は5年毎に行われ、今回は2010年に採択された合意文書で示された64項目からなる行動計画についての報告・評価と、今後5年間の方向性について合意することが目的であった。5年前と比較して、核弾頭数は減少しているものの、その進展度は停滞気味であり、米ロ関係、中東情勢、北東アジアといった地域の安全保障情勢も悪化してきている。一方で、「核兵器の人的影響」を巡る論議が世界に広がり、核兵器禁止に向けて賛意を示す国が増加していた。平和利用の面では、福島第一原子力発電所事故後の初の再検討会議であり、原子力利用の安全性、核セキュリティやサイバー攻撃といった、新たなリスクが注目されていた。また被爆70年という節目の年に、被爆者にとっては核兵器廃絶への見通しを見届けたい、という祈念が届くかどうかという、極めて重要な再検討会議であった。そういった情勢の中で、再検討会議は2015年4月27日から5月22日にわたり、ニューヨークの国連本部で締約国160カ国およびオブザーバーとしてイスラエルが参加して行われた。

会議では、第1週の各国の報告演説に始まり、第2週からは主要委員会並びに補助委員会にて、核軍縮、核不拡散、平和利用それぞれの課題毎の主要委員会で議論が行われた。しかし、各主要委員会での議論も合意に達しないまま、最終週の全体会議に引き継がれ、最後の最終文書案作成とその合意にむけて交渉が続いた。そして、会議最後の5月22日、中東非大量破壊兵器地帯設立に向けての会議をめぐる文書で交渉が決裂し、最終文書に合意されることなく会議は終了した。その背景には、核兵器国と非核兵器国の根強い不信感があり、特に今後の核兵器禁止にむけての取り組みについての溝はついに埋まることはなかった。最終文書案が採択されたとしても、核兵器禁止への見通しは見えないままであった。

このような結果を踏まえると、これまでの政策のままでは、核廃絶に向けての動きは加速するどころか、遅滞または逆行する可能性さえある。今後の核廃絶にむけて、これまでの政策の延長線上ではない、新しい考え方が必要とされるだろう。本報告書は、NPT再検討会議をモニターしたRECNAのスタッフが、会議全体を振り返り、主要な論点を整理するとともに、合意できなかった原因、そして今後の核廃絶に向けての取り組みについての示唆をまとめたものである。（鈴木達治郎）

## 1 核兵器禁止に向けての動きと評価

2010年NPT再検討会議の最終文書に核兵器使用の非人道性と国際人道法の遵守が盛り込まれて以降、核軍縮をめぐる国際議論は「人道的アプローチ」へと大きく舵を切った。2015年再検討会議に向けた2012年の第1回準備委員会においてスイス、ノルウェーら16カ国が始めた非人道性「共同声明」は、2014年秋の5回目において155カ国の賛同を得るまでに発展した。また、オスロ（2013年3月）、ナジャリット（2014年2月）に続き、核兵器の非人道性を科学的見地から議論した、3回目の「核兵器の人道的影響に関する国際会議」（2014年12月、ウィーン）には米英の核兵器国を含む158カ国が参加し、非人道性に関する国際的な共通認識を作り上げることに貢献した。

こうした潮流の中で開かれた2015年NPT再検討会議においては、非人道性への認識を基盤として、「核兵器禁止に向けた法的枠組み」をいかに前進させられるか、に注目が集まった。結論から言えば、全会一致で採択された最終文書に盛り込まれる形で明確な前進が図られるということではなかった。しかし、「核兵器禁止に向けた法的枠組み」は、間違いなく今回



NPT再検討会議が開かれたNY国連本部(4月27日)撮影:RECNA

の再検討会議の最大の争点の一つであった。4週間の会期を通じて、多数のNPT締約国がステートメントの中で核兵器の非人道性に言及し、その多くが法的枠組みの必要性を訴え、最終的には、後述する非人道性の「誓約」に107カ国が署名するまでになった。そして、核兵器国およびその同盟国の側からはそれを阻もうとする明らかな動きがあった。合意に至らなかった直接の原因は中東問題であったが、核兵器の非人道性や法的枠組みについても、核兵器国側の意向が反映される形で修正が重ねられた文書案に対して、非核兵器国からは強い不満の声が上がった。再検討会議は、両者の対立をいっそう鮮明にしたと言える。

最終文書の不採択を受けた今、核兵器禁止の法的議論を求める非核兵器国やそれを支持する市民社会の動きは停滞するどころか、逆に加速する可能性もある。その意味でも、今回の再検討会議において議論がどのように進んだか（阻まれたか）を整理しておくことには意味があるだろう。以下に、核軍縮がテーマであった主要委員会Iの議論を中心として、核兵器の非人道性及びその禁止の法的枠組みをめぐる主な動きを概観したい。

### (1) 新たな広がり

今回の再検討会議においても、核兵器使用のもたらす壊滅的な人道上的影響が国際社会の大多数の共通認識であることがさまざまな形で表明された。

会議冒頭の4月28日には、オーストリアのセバスチャン・クルツ外務大臣が6回目となる「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」を発表した<sup>1</sup>。賛同国は前回より微増となる159カ国であった。続いて、4月30日には法的枠組みには消極的なオーストラリアのギリアン・バード国連大使が同タイトルの声明を発表した<sup>2</sup>。賛同国は26カ国である。

「核兵器の人道上の結末」を表題に掲げた2つの共同声明が並ぶ形で登場したのは2013年秋の国連総会が最初であった。翌14年総会も同様の形であったから、今回で3度目となる。2つの声明はタイトルこそ同じであるものの、スイス、ノルウェー、オーストリア、ニュージーランドらが主導し、核兵器非合法化への動きを視野に入れつつ進められてきた前者と異なり、後者は「安全保障と人道」の両面の重要性を主張し、「(核軍縮に向けた)近道は存在しない」と、いわば「核の傘」の下の国々に受け入れやすい路線を打ち出してきた。事実、この豪声明に賛同している26カ国は、米同盟国(豪、日本)、NATO加盟国(ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ジョージア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコ)といった顔ぶれで、ジョージア、フィンランドの2国を除き、いずれも拡大核抑止に依存する政策をとり続ける国々である。

また、今回の再検討会議では、いわゆる「オーストリアの誓約」<sup>3</sup>への賛同状況にも注目が集まった。同文書は、前述した2014年12月のウィーン会議の閉会式で、主催国オーストリアが発表したものである。3回の非人道性「国際会議」の総括文書であるとともに、NPT第6条の核軍縮義務の完全履行に向け、「核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的な溝(欠けている部分)を埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求する」ことを各国に呼びかけている。4週間の会期中に、当初76カ国であった同誓約の賛同国は107カ国にのぼったと発表された<sup>4</sup>。会議終盤、この間の人道アプローチの立役者の一人であるオーストリアのアレクサンダー・クメント大使は、「オーストリアの誓約」がもはや一国の声ではなく、NPT締約国の過半数の国々の「誓約」となったことを強調した<sup>5</sup>。国際的なNGOからは、この「誓約」こそがNPT再検討会議の最大の成果であり、法的禁止の議論のベースになっていくべきとの主張も見られる<sup>6</sup>。とはいえ、現時点で同誓約に賛同している国々の大半は小国を含

---

<sup>1</sup> [http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/humanitarian\\_en.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/humanitarian_en.pdf) 巻末付録1に日本語暫定訳を掲載。

<sup>2</sup> [http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/HCG\\_en.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/HCG_en.pdf)  
RECNA ホームページの「市民データベース」に日本語暫定訳を掲載。

<sup>3</sup> 正確には「核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議において、マイケル・リンハルト・オーストリア外務副大臣が発表した誓約」。(巻末付録2に日本語暫定訳を掲載。)

[http://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user\\_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14\\_Austrian\\_Pledge.pdf](http://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14_Austrian_Pledge.pdf)

<sup>4</sup>

[http://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user\\_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14vienna\\_update\\_pledge\\_support.pdf](http://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abruestung/HINW14/HINW14vienna_update_pledge_support.pdf)

<sup>5</sup> 文書のタイトルも「オーストリアの誓約」から「誓約」に変更された。

<sup>6</sup>

<http://www.reachingcriticalwill.org/news/latest-news/10048-2015-npt-review-conference-outcome-is-th>

む発展途上国であり、また、人道アプローチに積極的な国の中でも「誓約」に賛同していない国も存在する（たとえばニュージーランド、ノルウェーなど）。さらには、NATO加盟国を含め、「核の傘」の下の国々をいかに巻き込んでいけるかなど課題は多い。今後の進展が注目される動きである。

## （２）「効果的な措置」アプローチ

法的禁止につながる新しい局面を拓こうと考える国々からは、前進のためのさまざまな提案がなされた。非人道性の議論が盛り上がる一方、核兵器国やその同盟国が条約交渉につながる動きを警戒し、「ステップ・バイ・ステップ」の段階論を主張し続けるという状況を打開しようとの狙いである。この点において重要な役割を担った国家グループが、「新アジェンダ連合」（New Agenda Coalition、NAC。ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、南アフリカ、ニュージーランドの6カ国で構成）であった。1998年に旗揚げしたNACは、時宜を得た柔軟な戦略で核兵器国に核軍縮努力を迫ってきた指導的勢力である。核兵器国による核兵器完全廃棄の「明確な約束」を含む2000年再検討会議の13項目合意を実現させた立役者としても知られる（当時はスウェーデンを含む7カ国会議初日の4月27日、NACを代表して登壇したニュージーランドのデル・ヒギー大使は、「(今回の再検討会議が)核軍縮における意思決定と前進に向けた転換点となるべきだ」と述べ<sup>7</sup>、NAC提出の2つの作業文書(NPT/CONF.2015/WP.8、NPT/CONF.2015/WP.9)を紹介した。「NPT第6条」と題された後者<sup>8</sup>は、「オーストリアの誓約」と同様、同条項が求めるところの、核軍縮に向けた「効果的な措置」(effective measures)を前進させるため、どのような法的な選択肢がありうるかを検討しようとする各国に提案するものである。

参考までに、核軍縮義務を規定したNPT第6条の条文を再掲しておこう。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する**効果的な措置**につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」（強調は筆者）

NACは、「効果的な措置」を前進させる法的アプローチについて、あらゆる選択肢を排除せず、まずはそれらをテーブルにのせて議論することを主張した。法的枠組みの議論に反対する勢力は、そうした動きが「NPTを中心とした現在の核不拡散努力を損なわせる」との主張を繰り返している。これに対して、NACは法的な議論こそがNPT第6条の実現に向かうものであり、NPTの目的にまさに合致するものだ、と反論する。この点が、「効果的な措置」論の最大のポイントと言えるだろう。

NACは2014年準備委員会に提出した作業文書の中で、法的アプローチの4つの選択

---

e-humanitarian-pledge

<sup>7</sup> [http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/NAC\\_en.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/NAC_en.pdf)

<sup>8</sup> [http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/WP.9](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/WP.9) 「市民データベース」に日本語暫定訳を掲載。

肢を紹介していた。①「包括的な核兵器禁止条約 (Nuclear Weapon Convention : NWC)」、②「簡潔型の禁止条約 (Nuclear Weapons Ban Treaty : NWBT)」、③「相互に支え合ういくつかの条約による枠組み」、④「前述 3 つの混合型」である。今回の会議に提出された作業文書ではこれらの選択肢を①②のような「単一条約型 (stand-alone)」と③のような「枠組み協定型」に整理して論じていることが特徴である。

この議論を進めるために、NAC は次の 2 つの具体的な提案を行った。

1. 「主要委員会 I」(核軍縮) の補助委員会 (subsidiary body) において、「効果的な措置」を議論するセッションを開催する。
2. NPT 再検討会議以降も、国連総会などあらゆる核軍縮協議の場で、「効果的な措置」の議論を前進させるための適切なフォローアップをするという「決定」を再検討会議で行う。

NAC らの働きかけで上記 1 は実現し、「核軍縮」「ビルディング・ブロック」(ブロック積み上げ方式。実行可能な個別の軍縮措置を「同時並行」的に進めるという軍縮アプローチ) と並んで、「効果的な措置」は 2 週目以降に行われた補助委員会 I のテーマとして扱われた。このこと自体が今回の再検討会議の一つの成果と言えるだろう。

### (3) 最終文書案をめぐる対立

最後に、最終文書案の策定プロセスにおいて、核兵器非人道性および法的枠組みをめぐる議論がどのように扱われていったかを見ていきたい。

核兵器の非人道性に対する認識を基盤とし、核兵器禁止の法的枠組みの必要性や時間枠の設置を含めたさらなる核軍縮措置の要求を盛り込んだ素案は、核兵器国やその同盟国の厳しい修正要求を受け、改訂を重ねるたびにそのトーンを薄めていった。とりわけ非人道性の認識が国際社会の「共通理解」ととれる表現や、核兵器使用のリスクに対する認識を含め、3 回の非人道性「国際会議」を通じて積み重ねられてきた国際的な議論の前進と成果に触れた箇所が軒並み修正・削除された。いうまでもなく、非人道性の議論は核兵器禁止の法的枠組みの必要性を訴える「土台」となるものであり、そこが大きく弱められる結果となった。当然ながら非核兵器国側からは、「大多数」の声が反映されないことへのいらだちが示された。159 カ国が賛同する非人道性「共同声明」に登場する表現である「核兵器が、いかなる状況においても二度と使用されないことが人類の生存にとっての利益である」から、「いかなる状況においても」が削除されたことはその象徴であった。

核兵器禁止の法的議論に直接的に言及した部分についてはどうであったか。最終文書案の「行動」項目の改訂が重ねられる中で、NWC、NWBTといった具体的な名称は削除され、「第 6 条の完全履行のための効果的な措置」が法的なアプローチに限定されないとの認識をしめした文言に「後退」した。これらは法的議論に消極的な各国の見解を反映させたものであり、NAC の立場から言えば、「弱められた」ということになるだろう。しかし、検討されるアプローチとして、NAC 提案の「単独型」「枠組み協定型」の法的文書に関する言

及が最後の最終文書案まで残ったことは評価すべき点であり、もし同案が合意されていれば今後の前進への重要な足掛かりになったと考えられる。米国のローズ・ガテマラー国務次官が、この部分も含め最終文書案の核軍縮のセクションについて、「(米国として)合意する意向はあった」との趣旨の見解を述べていたことも付記したい<sup>9</sup>。

さらに、興味深い点としては、最終日前日、議論の最終段階で出された議長案において、今年の第70回国連総会にて法的条項を含む第6条完全履行のための効果的措置を特定し明確にすることをめざした「オープンエンド(公開)作業部会(OEWG)」の設立が勧告されたことが挙げられる。核軍縮に関するOEWGとしては、オーストリア、メキシコ、ノルウェーらが、停滞する多国間核軍縮交渉の活性化をめざして2012年秋の国連総会で設立させた「核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に向けたOEWG」が記憶に新しい。今回のNPT再検討会議の結果の如何にかかわらず、こうした枠組みが今後有志国家の取り組みとして立ち上げられる可能性は十分にあるだろう。

#### まとめ

以上見てきたように、人道的アプローチの潮流は、今回の再検討会議においてもその支持を拡大し、法的議論に向かう足場を着実に固めてきたと言える。それを背景に、NACや「(オーストリアの)誓約」が牽引する「効果的な措置」の議論を求めるアプローチは、国連総会など舞台を変えて進められていく可能性が高い。こうしたアプローチがブレークスルーを生むか否かの鍵を握るのは非核兵器国、とりわけ日本を含む「核の傘」の下に国々がどれほど積極的になれるかにかかっていると見えるだろう。他方、核兵器国の参加可能性が低い場合、実効性の面では期待ができないとの見方もできる。しかし、今後有志国家が先導する禁止条約策定へ国際的な支持も高まる可能性もあり、今後の展開が注目される。(中村桂子)

---

<sup>9</sup> <http://www.state.gov/t/us/2015/242778.htm>

## 2 地域安全保障とグローバルな核の秩序

「核兵器の不拡散に関する条約」(NPT)は、その名が示すように、核兵器の不拡散を具体的な目的として作成された条約であり、核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用の、いわゆる「NPTの三本柱」の中でも、核不拡散は唯一その具体的な義務が条約によって詳細に規定されている分野である。この核不拡散は、再検討会議では、主要委員会Ⅱの担当であった。さらに、主要委員会Ⅱには、「中東非大量破壊兵器地帯」を含む「地域的な課題」も担当として割り当てられた。そして、今回の再検討会議が残念なことに最終文書の採択には至らず、「決裂」と評される結果となった直接の理由は、主要委員会Ⅱ、より正確には、主要委員会Ⅱの補助委員会で扱われた「中東非大量破壊兵器地帯」をめぐる、意見の対立が解消されず、フェルキ議長の提示した最終文書案に対しても、米国、英国、カナダが、開催時期に期限を設け、すべての当事国の参加を前提とせずに会議を招集するという方針に反対し、全会一致が成立しなかったためであった。

### (1) 主要委員会Ⅱをめぐる議論

主要委員会Ⅱでは、核不拡散そのものをめぐり、主に核兵器国およびその同盟国と、非同盟諸国との間で意見の相違が見られなかったわけではない。具体的には、NATO諸国にあらかじめ配備された米国の核兵器を、NATOの非核兵器国が有事の際には米国と共同で運用するという、いわゆる核シェアリングが核兵器の拡散に該当するのではないかという主に非同盟諸国からの批判や、IAEAによる保障措置の強化のための追加議定書の位置づけと原子力関連物資、技術の輸出規制、および非国家主体への核拡散のリスクと核セキュリティのような原子力の平和利用とのバランスのような問題があげられる。その結果、主要委員会Ⅱでも合意に達しないまま全体会議に議長報告がなされた。しかし、これらの問題に関する議論では、決定的な対立には至らず、最終文書案の相当部分で合意に達したことを考えると、比較的スムーズに妥協点を見出すことができたといえるだろう。そのため、とりわけ本来は主要委員会Ⅱの中心的な議題ではないはずの「中東非大量破壊兵器地帯」という問題をめぐり、会議が決裂したことが本再検討会議の意外な側面だったといえる。

### (2) 中東非大量破壊兵器地帯問題の背景

この「中東非大量破壊兵器地帯」をめぐるのは、2010年の再検討会議の際に合意された「2012年に中東非大量破壊兵器地帯設立へ向けての国際会議の開催」が実現できず、間際になってキャンセルされたことに対し、2013年の第2回準備委員会を中東各国がボイコットするとの噂が流れるほど状況が深刻化しており、実際に準備委員会の途中でエジプトが抗議の退席を行い、議長の説得にもかかわらず、退席以降の委員会の審議への復帰を拒否するという事態も発生していた。結局2010年に合意されたはずの中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議は開催されないまま2015年の再検討会議を迎えることになり、この問題が今回の再検討会議の最大の難関の一つになるだろうという予想は準備委員会の段階からほとんどの関係者の間で共有されていた。

さらに、今回の再検討会議には、パレスチナが 191 番目の締約国として参加し、またイスラエルも 20 年ぶりにオブザーバーとして参加したことにより、一際中東問題に関心が集まる形となった。

しかし、もともとこの中東、特にイスラエルの核兵器の問題は、NPTの再検討会議において主要な議題とは必ずしも言い難いものである。1995 年の延長会議の際も、中東非大量破壊兵器地帯に関する決議<sup>10</sup>は、どの主要委員会で検討されたのかもはっきりしないまま、唐突に合意された。これは、当時アラブ側とイスラエル側との間で意見が対立し、行き詰まっていた中東の包括和平交渉を背景に、NPTの無期限延長決定を「人質」として、アラブ諸国、とりわけエジプトがNPT延長会議の場で西側諸国、特に米国に譲歩を迫った結果であった<sup>11</sup>。もちろんNPTに加わらずに独自に核兵器の開発と生産を進めるイスラエルに対し、核兵器の放棄と非核兵器国としてのNPTへの加入を求めることは、NPTの普遍性の確保と強化にとって重要なことであり、再検討会議において当然取り上げられるべき課題である。しかし、それに加えて「大量破壊兵器」として生物兵器や化学兵器のことも含めてNPT再検討会議の議題とするのは、いささか無理があっただろう。また、その反面イスラエルと同様にNPTへの加入を拒否して核兵器の開発、生産を進めており、地域的な紛争も発生しているインド、パキスタンを抱える南アジアについては、時間をかけて議論するような場面は、今回の会議を含めてNPTの再検討会議ではほとんど見られず、いわば「野放し」になっている。

### (3) 中東非大量破壊兵器地帯をめぐる議論

今回の再検討会議では、一般討論の段階から多くの国が中東非大量破壊兵器地帯の問題に言及した。さらに、地域的な問題を含めて核不拡散を扱う主要委員会Ⅱにおいては、冒頭から主要な問題として中東問題に多くの時間が割かれることとなった。まず、中東非大量破壊兵器地帯の国際会議開催のファシリテーターに任命されていたフィンランドのヤッコ・ラーヤバ大使から、国際会議の準備の進捗状況、特にスイスで五回にわたって開催されたアラブ諸国、イスラエル双方を含む非公式協議について報告がなされ<sup>12</sup>、主に先進諸国からはラーヤバ大使の精力的な活動を評価する声が出された。しかし、中東諸国と非同盟諸国の大半はラーヤバ大使の報告と中東非大量破壊兵器地帯をめぐる現状に対し、「1995 年のNPT無期限延長の条件だったはずの問題が 20 年経っても実質的な進展がない」として批判的な姿勢を示し、特に国際会議の開催に同意していないイスラエルに対し厳しい非難を行った。

アラブ諸国の中でも、エジプトは明確な期限も、具体的な内容も定義しないままでの非

---

<sup>10</sup> 巻末資料に日本語暫定訳を掲載。

<sup>11</sup> 戸崎洋史「中東の核兵器拡散問題と対応」 秋山信将編『NPT 核のグローバル・ガバナンス』 岩波書店 2015 p.142-p.144

<sup>12</sup>

<http://papersmart.unmeetings.org/media2/4658104/npt-conf2015-37.pdf>



公式協議の継続は無駄であり、むしろ中東非大量破壊兵器地帯の実現を遅らせたとしてラーヤバ大使のアプローチを批判、2010年から始まった再検討プロセスが2015年の再検討会議で終了したことにより、2010年にファシリテーターに任命されたラーヤバ大使の任期は完了したとして実質的にファシリテーターの解任を求めた<sup>13</sup>。そのうえで、アラブ諸国および非同盟諸国が求めているように、アラブグループの提案<sup>14</sup>に基づいて、今回の再検討会議の終了後180日以内に国連事務総長が自ら招集者となり、中東非大量破壊兵器地帯設置



議場オブザーバー席の ISRAEL の国名プレート (5月4日) 撮影：RECNA

へ向けての国際会議を招集するよう強く要求した。このようなアラブ諸国の姿勢に対し、20年ぶりにオブザーバー参加したイスラエルは、スイスでの非公式協議は有意義であり、中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議の議題の設定のためにイスラエルとしては協議の継続を求めたのに対し、アラブ側が非公式協議の継続を拒否し、結果として国際会議の開催自体を困難にしている旨の文書を提出することで、自国の立場を主張した。

今回の再検討会議で、果たして中東に

関して実際にどのような議論が展開されたのかは、実質的な議論のほとんどが非公開の補助委員会で進められたことと、議場外で個別の協議が頻繁に行われていた様子が見えことから、外部の人間にはわからない。正直なところ、どのようにしてフェルキ議長が最終提案を作成され、その過程で、特に米国、英国、カナダとはどのような協議が行われたのか、あるいはそこにイスラエルは直接関与していたのか、また、アラブ各国の思惑や、ウラン濃縮をめぐる国際協議が大詰めに来ているイランが、これまで強硬派と目されてきたにもかかわらず、最終局面で妥協を探るような動きを見せた真意はどこにあったのか等、多くの疑問がいまだに解けないままである。

#### (4) NPT における地域的問題

NPT は締約国が 190 を超える世界でも最大規模の条約であり、その主な目的は世界的な核軍縮、不拡散と原子力の平和利用であり、地域的な利害を直接反映すべき性格のものではない。しかし、各国にとって地域的な安全保障や紛争は、直近の問題であるだけに、現実の外交においては世界的な問題に比べて優先的に取り扱わざるを得ない状況が発生することは場合によって避けられない。今回の再検討会議においてもそのような状況が発生してしまったということだろう。

<sup>13</sup>

<http://statements.unmeetings.org/media2/4658196/egypt-en.pdf>

<sup>14</sup>

[http://papersmart.unmeetings.org/media2/4658061/npt-conf2015-wp33\\_working-paper-by-bahrain-on-behalf-of-the-arab-group.pdf](http://papersmart.unmeetings.org/media2/4658061/npt-conf2015-wp33_working-paper-by-bahrain-on-behalf-of-the-arab-group.pdf)

特に今回の会議においては、日本の提案した被爆地への訪問について、中国と韓国が日本の戦争責任と歴史認識の問題を理由に反対し、また、特に核兵器国の非核兵器国に対する安全保障に関して、ロシアのウクライナに対するブダペスト協定違反の問題をめぐり、ロシアと米欧各国との間が緊張する<sup>15</sup>など、地域レベルの問題が直接クローズアップされる場面が目についた。もちろん各国の核兵器に対する政策を含む安全保障政策は、それぞれの国を取り巻く現実の国際情勢によって左右されるものであり、地域的な情勢の変化によって再検討会議に臨む各国の方針に一定の影響が出ることは避けられない。しかし、地域的な問題を優先するあまり、再検討会議の主要な議題についての合意の形成が阻害されるとしたら、それは本末転倒と言うしかないであろう。NPTの再検討会議は、あくまでもNPTという条約の運営状況とその改善のための会議であり、各国が個別に抱える地域的な問題を俎上に載せて解決を図るためのフォーラムではない。

現在、国連総会は核軍縮や不拡散を含め、幅広い議題を扱っているものの、そこで採択される決議はあくまでも勧告的な性格のものであり、基本的には拘束力を持たない。そのため、多くの賛成を集めても、その決議が実際に実行に移される可能性は多くの場合決して高くはない。また、国連安全保障理事会は、5核兵器国が常任理事国として拒否権を有しており、まず5核兵器国の同意を得ることなしには決議を採択することはできない。そのため、核軍縮のより一層の推進や核兵器廃絶へ向けての決議を国連安全保障理事会で採択することは極めて困難である。そして、本来新しい核軍縮や不拡散に必要な条約交渉を行うはずのフォーラムであるジュネーブ軍縮会議（CD）は、20年近くにわたり実質的にその役割を果たせないまま停滞しているのである。このような状況の下で、NPT再検討会議に地域的な問題の解決を求めようとする国が現れることは、むしろ自然な流れと言えるのかもしれない。特に中東問題は、1995年の中東決議という根拠を持っており、現時点でこれを排除することはできない。しかし、今回の中東非大量破壊兵器地帯をめぐる問題のように、NPT延長会議の最終合意を梃子として地域的な問題の解決を図ろうとすることは、会議全体を決裂に追い込み、世界的な核軍縮や不拡散の強化に水を差すことにもなりかねない。おそらくこの問題をNPTの再検討プロセスの枠内だけで解決することは困難であろう。NPT再検討プロセスを含め、世界的な核軍縮、不拡散のための望ましい交渉の場の整備と、地域の実情に応じた、大量破壊兵器の軍縮、不拡散を含む地域的な交渉のための枠組み作りを同時並行で進めない限り、今回のような事態が再び繰り返される可能性は、残念ながら高いと言わなければならない。

(広瀬 訓)

---

<sup>15</sup> ブダペスト協定をめぐる対立の概要については、下記参照。  
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nptblog/npt2014#s3>

### 3 原子力平和利用の奪いえない権利と拡散防止

NPT の 3 本柱の一つが、この原子力平和利用である。NPT 第 4 条には、次のように記されている。

「この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第 1 条、第 2 条の規定に従って平和利用目的のための原子力の研究、生産及び利用を進展させることについての全ての締約国の奪いえない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。」

この平和利用の「奪いえない権利」とともに、NPT 第 3 条には、平和利用を担保するための保障措置を受け入れる義務が明記されていることも重要である。NPT 再検討会議では、主要委員会 III において、主に原子力平和利用に関する項目、安全性・核セキュリティ、輸送、廃棄物問題などについての議論が行われ、主要委員会 II においては、保障措置や輸出管理について議論がおこなわれた。この章では、それぞれの委員会にて、どのような論点が議論され、最終文書案にどのようにまとめられたかを、見てみたい。



主要委員会 III で熱弁をふるうイラン代表 (5 月 12 日)  
撮影: RECNA

#### (1) 「奪いえない権利」と他の義務との「バランス」

主要委員会 III ではなによりも、NPT 4 条に規定される「奪いえない権利」を巡る議論が



主要委員会 III にて、NAM の提案への対応を議論する代表团  
(5 月 15 日) 撮影: RECNA

中心である。特にこれから原子力平和利用を導入または開発を促進しようとしている国は、この権利を強く主張する。しかも、この「奪いえない権利」は、NPT の他の 2 本柱 (核軍縮と核不拡散) との「バランス」が取れていることが必要と主張する。

この代表的な意見として、イランの演説に注目しよう。

イランは、4 日 (火)、主要委員会 III で「非同盟およびその他諸国グループ (Non Aligned Movement: NAM)」の代表として、

非常に強い調子で、「奪いえない権利」について演説を行った<sup>16</sup>。

16

[http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/4May\\_NAM\\_MCIII.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/statements/4May_NAM_MCIII.pdf)

「どの締約国も、第 4 条に規定される『奪いえない権利』に部分的にでも障害を与える措置は、締約国間の権利と義務の微妙なバランスに深刻な影響を与え・・・条約の目的にそぐわないものである（項目 3）」

この奪いえない権利と義務の微妙なバランスについては、最終文書案では「微妙な」という言葉が削除されているものの、ほぼその趣旨が反映された文章となっている。

原子力平和利用の「奪いえない権利」は、非核兵器国に与えられた重要な権利として、これからも主張されつづけるだろう。

## （2）核燃料サイクルと多国間アプローチ

筆者の注目点は、先進国と途上国間の協力条件、中でも核兵器転用可能な核物質（高濃縮ウランとプルトニウム）に関わる「機微な技術（ウラン濃縮、再処理）」を含む核燃料サイクルの取り扱いであった。この点で NAM の主張は以下に象徴される。

「我々グループは、一部の国が追加議定書批准を原子力輸出の条件としていることについて深刻な懸念を表し、そのような条件は即座に排除するよう要求する（項目 5）」

「我々グループは、以下の点をもう一度再確認する。各締約国は各国の必要条件に合わせ、かつ NPT に基づく権利と義務に矛盾しない範囲で、それぞれのエネルギー政策や核燃料サイクル政策を決定する主権を有する、特に、それは平和利用目的の全面的な核燃料サイクルを国内にて開発する奪いえない権利を含むものである（項目 8）」

項目 5 は、日本を含む原子力供給国グループが追加議定書を輸出条件として導入したことに対する批判であり、NPT 上は追加議定書が義務でないことを強調した見解である。項目 8 は、まさにイランが欧米 6 カ国との長い交渉を続けている最大の課題であり、ウラン濃縮・再処理という機微な技術の拡散を防止したい先進国側との対立が浮き彫りになっている。

この文書と、イランと欧米 6 カ国が長い交渉の結果、たどり着いた枠組み合意<sup>17</sup>を比較すると、その差は驚くほど大きく、交渉の困難さを容易に想像させるほどのものである。仮合意の内容は、濃縮、再処理、透明性の向上の 3 点で、重要な点は以下のようにまとめられる。

①ウラン濃縮能力については、現状の約 3 分の 1 に削減し、今後 10 年間は次世代遠心分離機の導入も、新たな濃縮施設の建設も行わない。濃縮度を今後 15 年間は 3.67% を上限とし、国内の低濃縮ウラン在庫量を 300kg にまで削減する。

②重水炉は、兵器級プルトニウムの生産ができないよう設計を見直し、既存の炉心・機器

---

17

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/04/02/parameters-joint-comprehensive-plan-action-regarding-islamic-republic-ir>

は解体・撤去する。使用済み燃料は今後とも無期限で再処理を行わず、すべて国外に搬出する。

③透明性向上については、追加議定書を批准し、IAEA 査察をより広い範囲で受け入れる。

これらの合意は、米国がもともと要求していた「濃縮ゼロ」から見ると米国側が譲歩したように見えるが、前述の NAM 演説と比較すると、イラン側もかなりの譲歩を行ったといっても過言ではない。特に、②の再処理については、他の条件が期限付きであるのに対し、「無期限に再処理を行わない」とした点が注目される。この枠組み合意は、今後「奪いえない権利」と「機微な技術の拡散防止」が両立する可能性を示しているともいえ、今後の交渉の行方に注目したい。

### (3) 技術協力（非電力部門の平和利用）

「奪いえない権利」と深く関与しているのが、この技術協力のセクションである。7日に提出された最初の議長案<sup>18</sup>では、「技術協力」という項目そのものがなく、途上国からの要請もあって、「技術協力」というセクションが新たに付け加えられた経緯がある。このセクションは原子力発電以外の平和利用に集中しており、途上国がこの問題を非常に重視していることが伺える。

### (4) 安全、核セキュリティ

福島第一原子力発電所事故以降の初の NPT 再検討会議、ということで注目されたが、すでに過去に出された IAEA 報告書、国際会議、その他国連関連機関の報告書等の文章を引用することでほぼ尽きている。ここで注目したいのは、安全性、核セキュリティ確保の責任は各メンバー国の主権であり、IAEA の安全基準やピアレビュー等についても、少しでも規制色を強める文言は修正・削除されていった。

### (5) 追加議定書

主要委員会 II では、追加議定書の項目がやはり議長のワーキングペーパーからは「追加議定書」の普遍化に対し、反対の方向で修正がなされている。たとえば、項目 20 では、ワーキングペーパーにあった「追加議定書が統合された保障措置の一部をなす」という文章が削除、また項目 26 では同様に「包括的保障措置と追加議定書の普遍化」の部分が削除されている。一方で、新たに項目 21 に「地域保障措置」の記述が追加されており、「透明性と信頼醸成向上にカギとなる役割を果たす」とされている。主要委員会 III で注目された「奪いえない権利」の記述は、議長ワーキングペーパーの原文がそのまま採用されている。

---

18

[http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/CRP1\\_MCIII.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2015/documents/CRP1_MCIII.pdf)

まとめ

以上、主要な論点を上げてきたが、結果的に見れば、最終文書案で合意がほぼなされていた模様だが、最終文書が採択されていたとしても、この分野での新たな成果はほとんどなかったといってよいだろう。

(鈴木達治郎)

## 4 市民社会の役割

核軍縮・不拡散の促進に向けた市民社会の役割の重要性は、過去のNPT合意文書や国連総会決議などを通じて繰り返し認識されてきた。今回の再検討会議においても、会議参加国への圧力を強めるべく、世界各地から参加したNGO、市民団体、シンクタンクなどが国連内外において多種多様な活動を連日展開した<sup>19</sup>。開催前日にニューヨーク市内で行われたデモ行進には、被爆70年の今年が最後の参加となろうと各地から集まった広島、長崎の被爆者を含め、8千人規模の参加があったと伝えられる。



デモ行進に参加する被爆者ら（4月26日）撮影：RECNA

しかし現実には、会議の意思決定プロセスにおける市民社会の関与は大きく制限されていたと言わざるを得ない。4週間の公式プログラムの中で、市民社会が各国政府代表の前で意見を表明できるのは、4月30日午後に行われた3時間の「NGOセッション」だけである。被爆者や広島・長崎両市長を含む市民社会の代表らが壇上に立ち、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道的結末を根拠とした、核兵器の非合法化に向けた具体的行動の必要性を訴えた。NGOセッションが、各国政府との接点の一つとして一定の機能を果たしてきたことは事実である。しかし、例年の各国政府の参加は決して多いとは言えず、NGOの中からは、この枠組みが積極的な意見交換の場というよりも、ある種の「定例行事」化しているとの批判も出ている。

また、市民社会に対する情報公開についても課題は多い。公式ホームページにおける各国ステートメントの公開が進み、一部会合においてはネット同時中継がなされるなど、年々この分野での前進は見受けられる。しかし会議が進むにつれ多くの会合が非公開となり、合意文書案の配布も政府代表のみに制限された。NGOからはこうした情報の不透明さにたいする強い不満の声があがった。長年、市民社会と多国間会議の橋渡しとして活躍してきたReaching Critical Willなどの情報開示努力がなければ、NGOや専門家が文書案を検討、論評し、各国政府に対する効果的な働きかけを行うことは困難であったろう。

核問題は国家の軍事機密にかかわることであるから情報制限もいたしかたない、という考えは一面的である。一つの好例が、2013年に開催された「核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に向けた国連公開作業部会（OEWG）」である。このOEWGにおいては、政府代表同様、NGOも作業文書の提出による問題提起を行い、各国との協議に積極参加した。NPT締約国の総意であるところの「市民社会の関与の拡大」を単なるスローガンで終わらせないためには、今後のNPT再検討プロセスの意思決定過程におけるNGO・専門家らの関与のあり方が見直されていく必要があるだろう。（中村桂子）

<sup>19</sup>[http://www.un.org/en/conf/npt/2015/pdf/NPT-CONF2015-MISC.1\\_Provisional%20list%20of%20participants.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/pdf/NPT-CONF2015-MISC.1_Provisional%20list%20of%20participants.pdf) 国連軍縮局の資料によれば107団体が参加登録した。

## 5 NPT 再検討プロセスの評価

NPT 第 8 条 3 項では、「条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するために」条約の締約国の過半数の提案により、5 年ごとに会議を開催する旨の規定が設けられている。そして、この規定に基づき、NPT の締約国は、発効の 5 年後にあたる 1975 年から、5 年ごとに再検討会議を開催してきた。そして、1995 年には、条約の無期限延長に際し、この再検討会議の役割を強化する目的で、

- ① 再検討会議の 3 年前から毎年二週間の準備委員会を開催する
- ② 準備委員会では、条約の完全履行と普遍性を促進するための原則、目標、方法を検討し、再検討会議に勧告する
- ③ 再検討会議は過去を振り返るだけでなく、将来をも視野に入れ、再検討の対象となる期間の成果を評価し、かつ、将来において更に進展が図られるべき分野とそのための手段を特定する。また、条約の履行を強化し、条約の普遍性を達成するために具体的に何をなすかについても検討する

を骨子とする「条約の再検討プロセスの強化」を採択し、2000 年の再検討会議からこの決定に基づいた再検討プロセスが実施されている。

しかし、この再検討プロセスについては、すでに形骸化している、あるいは 1995 年の合意通りには実施されていない部分が多いのも事実である。たとえば、昨年（2010 年）の第 3 回準備委員会の席上、2010 年の再検討会議議長として、最終合意文書と行動計画のコンセンサス採択を成功に導いたフィリピンのカバクトゥラン大使は、自身の経験を踏まえて、NPT の再検討プロセスの形骸化を、i) 準備委員会は開催されても、再検討会議へ向けての勧告が実際には行われていない、ii) 再検討会議で採択される行動計画には、ほとんどの場合具体性が欠けており、その達成度を評価するための数値目標や基準、期限も設定されていない、iii) 従って「評価」といっても、当事国の自画自賛と対立するグループからの批判が繰り返されるだけであり、建設的な議論には発展していない、と厳しく批判した。

残念なことに、これらの批判の大部分は、2015 年の再検討会議にも当てはまる。今回も準備委員会による勧告案の提出はできず、再検討会議は、一から議論を始めざるを得なかった。また、2010 年に合意した行動計画の履行についても、英国は 5 核兵器国を代表し、そもそも 2010 年に合意した行動計画は、2015 年までにすべて実施するという内容ではなかったという前提で、核兵器国は誠実にその実現に努めてきたうえ、今後も継続して努力する旨を述べ、それを持って十分だという見解を示した<sup>20</sup>。2010 年の行動計画に明確な期限と具体的な評価基準が欠けていたことが、このような主張を可能にしたのである。

このような観点からすれば、今回の再検討会議自体は、最終文書の採択に失敗したことで、「決裂」とも評されているが、仮にフェルキ議長の最後の提案のラインで最終文書

---

<sup>20</sup> [http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/P5\\_en.pdf](http://www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/P5_en.pdf)



が採択されていたとしても、カバクトゥラン前議長の再検討プロセスの形骸化という指摘はそのまま当てはまるような結果になっていたであろう。

しかし、同時に、今回の会議を最終的に「決裂」に追い込んだ原因は、前回の再検討会議でほとんど唯一、明確な期限付きでの決定にこぎ着けたはずの「中東非大量破壊兵器地帯」設置へ向けての国際会議の開催が期限内に達成できなかったことも見落としてはならない。具体的な目標と期限を定めることは、効果的に核軍縮を進め、あるいは核不拡散の普遍性を確保するうえで極めて重要であるが、逆にその目標が達成できなかった場合、より明確に失敗が指摘できるという点で、より一層批判と対立を激化させかねないという側面も併せ持っているのである。そのリスクを念頭に、明確な期限と目標を行動計画に盛り込むようなアプローチが不可欠である。

また、NPT 再検討会議は、NPT という条約の運用状況を評価し、条約の目的の達成のために具体的にどのような手段を取るべきかを検討するための会議であり、一般的に軍縮や安全保障を協議するための場ではない。従って、効率的な運用のためには、議題の幅をやたらと広げるべきではないだろう。しかし、同時に核軍縮、不拡散に影響を及ぼす事項をきちんと検討しておかなければならない。その意味では、今回の「決裂」を教訓に、例えば地域的な問題を、どの範囲で、どのようなアプローチで取り上げるべきかというような問題は、事前に準備委員会で入念に検討し、少なくとも議論の進め方については、準備委員会の段階で方向性を定めておくことも必要であろう。そうすれば、準備委員会での合意が仮に不可能であったとしても、再検討会議までにもっと時間的な余裕を持って非公式に関係国間で協議を進めておくことも可能となりうる。もっとも、準備委員会でそこまで議論を詰めようとするれば、その段階で実質的に「決裂」が不可避になるような事態が発生する可能性も無いとは言えない。果たして準備委員会の議長にそこまでの責任を負わせても良いものか等、準備委員会の運営自体ももう一度根本的に見直す必要があるだろう。

率直に言えば、NPT 再検討プロセスは、利害が対立しがちな国を集めての国際的な交渉の場である限り、また満場一致を原則とする限り、速やかに大きな成果が期待できるものではない。これは国際交渉が根源的に抱えている問題であり、その根は深い。その意味では、今回の会議の失敗を教訓として、中東問題のような地域的で困難な問題などについては、再検討プロセス以外の場も利用するなど、多様な場を設けつつ、次の会議への準備を進めるしか道は無いのである。

(広瀬 訓)

## 6 合意失敗の理由と今後の方向性

4週間を費やした議論、ぎりぎりまで続いた交渉にもかかわらず、ついに最終文書の合意採択には至らなかった。はたして、合意できなかった原因は何だったのだろうか。公開の場では見えない交渉の背景など、詳細な分析を待たなければいけないが、大きく次の3つが考えられる。

### (1) 中東（など地域）情勢と核問題の複雑な関係

まず、直接の原因となった中東情勢と核問題の複雑な関係である。中東で唯一核兵器を所有しているイスラエルを、どう非核化のプロセスに組み入れるか。中東非大量破壊兵器地帯の提案は、まさにそのための「対話の場」として機能させることが大きな目的である。しかし、中東地域諸国の安全保障や国内の政治情勢、地域における民族・宗教をめぐる対立の根の深さ、核兵器国である米（とその同盟国）・露の思惑など、その背景は極めて複雑であり、関係諸国の不信感はあまりにも根強かった。今回は、さらにイランと欧米主要国が核問題で交渉中であり、その影響もあったかもしれない。今回の対話の失敗は、北東アジアの核問題と安全保障問題の解決にとっても、その状況は大きく異なるとはいえ、他山の石として参考にすべきかもしれない。

### (2) 核兵器国（と「核の傘」国）に対する不信感

しかし、もちろん中東問題だけが合意を妨げたわけではない。やはり今回明確になったのは、多くの非核兵器国からは、核軍縮へのコミットを避けようとする核兵器国の対応に対する強い不信感があらゆる場面で露見した。今回は特に「核兵器使用の人的影響」をめぐる議論が盛り上がり、もし最終文書が採択されていれば、今回の再検討会議の最大の成果といえただろう。しかし、この「人道性の議論」が各国の核兵器に対する姿勢を二分した。その中で注目されたのが、非核兵器国ではありながら「核の傘」の下にある諸国の動向である。結果的には、「核の傘」にある非核兵器国は、明らかに「核兵器国」と同調したため、「人道性グループ」や「非同盟諸国グループ」などからは、結局「核兵器依存」から脱却できない国々として、不信感が強まっていった。今後は、非核兵器国の中でも、核兵器に依存する国とそうでない国の対立がさらに深まっていく可能性がある。

### (3) NPT体制、特に再検討プロセスの限界

最後に、NPT体制、とくに再検討プロセス自体の持つ限界である。NPTは根本的に不平等な条約であり、核兵器国は合法的に核保有を続けることができる。無期限延長により、その立場はさらに強くなったといえるが、それに歯止めをかけるのが第6条の核軍縮義務である。しかし、その進展を客観的に検証・担保する仕組みがNPTにはない。したがって、この第6条の軍縮義務の履行・不履行をめぐる、核兵器国と非核兵器国の間で、根強い対立が続いているのである。さらに、再検討会議の決定は原則として満場一致の合意が前提であることを考えれば、核兵器国に新たな要求をすることは極めて難しい。もちろん、一

方で非核兵器国に対しても新たな核不拡散上の要求を義務付けることも難しい。そういった制約の中では、どうしても「漸進」的な成果しか得られないという構造的な問題が残る。それでも成果を上げ、将来につなげるためには、2010年の行動計画のように、具体的な行動を少しずつでも迫っていくか、今回の「非人道性の議論」に見られるように、政策の規範やドクトリンをめぐる議論を追求する等が考えられる。また今回の会議の運営面では、非公開の会合や限られた国だけによる交渉が多く行われていたが、透明性に欠ける運営が最後になって響いた可能性もある。再検討プロセスの実効性をどう改善していくかは大きな課題である。

合意採択に失敗したことの影響は今後の核軍縮・不拡散政策に大きな影響を与えるだろう。今後の核廃絶にむけて、これまでの政策の延長線上ではない、新しい考え方が必要とされるだろう。今回の会議の反省点を踏まえて今後の方向性について考察してみた。

#### (1) NPT体制の今後：多国間グループや地域信頼醸成の役割をどう考えるか

まずは、この会議の失敗がNPT体制への信頼性低下につながり、核兵器をめぐるグローバルな核の秩序が崩壊していくという最悪のシナリオを招かないことが最優先課題だ。そのためには、NPT体制を補完する、様々な取り組みについてその重要性を再認識し、強化していく必要がある。今回も、最も存在感を示したのは、非同盟諸国 (NAM)、新アジェンダ連合 (NAC)に加え、あらたに形成された「人道性グループ」であった。日本が主導的役割を果たした「軍縮不拡散イニシャティブ (NPDI)」も、2010年行動計画のフォローアップという目標を掲げ、グループとしての活動がそれなりの成果を上げた<sup>21</sup>。このような同志によるグループの役割が今後ますます重要となる可能性が高い。今回の結果を十分踏まえたうえで、グループの目標、役割、そして連携について、再考することが求められるだろう。

さらに、中東問題で明らかになったように、安全保障上重要な地域の「信頼醸成」向上がグローバルな核の秩序にどう影響を与えるか、についての検討が必要だ。日本が提案した「広島・長崎への訪問」に対する中国の反応やその後の日本、韓国の対応を見ていると、核廃絶に向けての本質的な問題が、地域の不信感によって阻害されてしまう可能性が垣間見えた。今後も地域の安全保障や信頼醸成向上の取り組みについても、その役割を充分検討する必要がある。

#### (2) 核軍縮への取り組み：市民社会と政府の協働の在り方は？

今回の再検討会議では、非公開の会合が多く、特に最後の素案作成段階になると、ほとんどの会合が非公開であり、資料も公開されることが少なかった。そこで重要な働きをしたのが、Reaching Critical Will (RCW)というNGOであり、非公開資料も即座にウェブで公

---

<sup>21</sup> 最終文書案には、NPDIの提案である核兵器国からの報告様式と透明性向上、軍縮・不拡散教育の推進等が組み込まれていた。

開し<sup>22</sup>、非公式会合に参加できなかった政府代表団や専門家からも高い評価を得ていた。またサイドイベントでは、パグウォッシュ会議が少人数の「トラック 2」会合（政府代表団や専門家が個人の立場で非公式意見交換を行う）を開催し、有益な意見交換を行っていた<sup>23</sup>。このような活動を通じて政府や専門家にも信頼されるNGOの役割は重要である。

この面では、日本も多くの被爆者団体、広島・長崎を中心とした平和首長会議、そしてナガサキ・ユース代表団を中心とするチーム長崎の存在感は、会議の前半に大きな役割を果たした。今後は、上記のような NGO や専門家等との協働や政策形成過程への参加の在り方なども検討課題となろう。

再検討会議が失敗に終わった今、ICAN等のNGOと「非人道性グループ」が「核兵器禁止条約」に向けて具体的な動きをとっていくことが予想される<sup>24</sup>。市民社会と政府、専門家の協働の在り方は大きな課題として検討に値する。

### （3）日本の政策：「被爆国」と「核抑止依存国」のジレンマ脱却

最後に日本の政策についても新たな方向性が必要だ。今回、上記に述べたように、NPDIは素案への貢献という意味で、それなりの評価を得ていたと思われる。しかし、唯一の「被爆国」としてのリーダーシップという点では、やはり物足りなかった。それは、自国が「核の傘」の下にあり、むしろ「核抑止に依存する国」の代表として、核兵器国側に近い立場をとり続けてきたからといえる。特に、人道性の議論における日本の政策対応は、その「矛盾」を露見させたといえる。この「被爆国」と「核抑止依存国」のジレンマを脱却すべく、新しい安全保障政策を目指さない限り、核廃絶への日本の貢献はどうしても限定されたものになることは間違いない。今回最終文書に合意が達成できなかったことは、このジレンマをさらに浮き彫りにすることになる可能性が高い。残念ながら、今の日本の安全保障政策はむしろその逆に向っているのではないかと懸念される。RECNAが提唱している「北東アジア非核兵器地帯」構想は、まさにこのジレンマを正面から受け入れ、その脱却を目指すものだ。NPT再検討会議の失敗を新たな機会ととらえて、政策の転換を目指すことがもともとめられている。

NPT再検討会議は5年に1回しか来ないが、その準備は早い方がよい。今からでも、上記のような3つの点に留意した、新しい核軍縮・不拡散政策を構築していく検討を始める必要がある。（鈴木達治郎）

---

<sup>22</sup> RCW のウェブサイト。 <http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2015>

<sup>23</sup> 会議の概要；

<http://pugwash.org/2015/05/18/workshop-on-prospects-for-the-2015-npt-review-conference/>

<sup>24</sup> RCW の最後のレビューには、「会議の失敗は、関心のある国々が核軍縮における効果的措置を、後退する文書の中ではなく、別の場で追及する機会を与えた」と論評している。

<http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2015/nir/10049-final-edition-vol-13-no-17>

## あとがき

1995年のNPT再検討・延長会議以来、核兵器廃絶あるいは「核兵器のない世界」の達成と維持に関心をもつ政府、研究者、市民社会の大部分は、NPT第6条の履行追求を、その主戦場と考えてきたと言ってもよいだろう。しかし、今回の再検討会議はそのような考え方を見直す好い機会だと考える。

と言ってもNPT再検討プロセスを見限るという意味ではない。再検討会議は5年毎に必ずやってくるし、当面は準備委員会も続く。核兵器国がすでに核兵器廃絶義務を負っているこの条約の完全履行を求めるプロセスを活用しない手はない。

しかし、1995年会議を迎える時期とそれ以後の会議を含め、20数年間にわたって再検討プロセスを注視してきた筆者の経験を総括すると、このプロセスが核兵器廃絶のために実質的に何かを前進させたのは、当の1995年の会議だけだった。1995年会議はCTBTの1996年中妥結を実現させ（それ以前の蓄積が大きかった）、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立を不動の国際アジェンダとして確立した。これらを勝ち取ることができたのは、無期限延長か有期限延長かという強力なテコがあったからである。無期限延長によってそのテコを失って以後、最終文書が合意されるか否かにかかわらず、NPT再検討プロセスの実質的な成果は無いに等しい。

NPTプロセスが「核兵器のない世界」達成へ実質的前進を勝ち取るテコは失われたと考えてよいだろう。しかし、そこで議論される論理と帰結する言葉の積み重ねが無意味であるとは思わない。NPT再検討プロセスは、核兵器廃絶の状況の整理（taking stock）と次の目標の開発（developing benchmarks）に有効な多国間会議と位置付けるのがよい。

NPTと離れて、核兵器廃絶の実質を追求する場を構築すべきである。その観点から考えられるいくつかの場を例示したい。

（1）米ロの核兵器の大幅・迅速な削減を促す場（米ロが数百レベルまで核弾頭を削減すると、核保有国すべてが参加する核軍縮テーブルが可能になる。今回の会議で強調された「戦略的安定性」の議論、とりわけNATO諸国とロシアとの対話が重要と思われる。）

（2）国連総会が設置する「核軍縮のための効果的措置（法的条項を含む）」を議論する公開作業部会（OEWG）（今回の会議の採択されなかった最終文書案で勧告されたもの。米国もこれに賛同する用意があったと最終日に述べている。2016年はNPT準備委員会がない年であり、十分な時間をとって開催できる。将来への継続性を担保すべき。）

（3）人道的影響の知見の帰結として核兵器を国際法で禁止するための協議の場（上記OEWGは国連枠内での場の追求であるが、適切なイニシャチブ国家群が形成されるならば国連の外に法的協議の場を展望できる。）

（4）2018年までに開催される核軍縮国連ハイレベル会議の準備会議（すでに国連総会決議で開催が決定されているが、実質的な会議になるためには早期の準備が必要。上記OEWGと密接な連携が必要である。）

（梅林宏道）

## [付録 1]

### 核兵器の人道上の結末に関する共同声明

セバスチャン・クルツ・オーストリア外務大臣による演説

2015 年 4 月 28 日

議長、

私は、アフガニスタン、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ベニン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、キプロス、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、フィンランド、マセドニア、ガボン、ガンビア、ガーナ、グルジア、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、アイスランド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、モーリタニア、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パラオ、パレスチナ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、タイ、東チモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、そして我が国オーストリアを代表し、発言しています。

私たち 159 の国々は、核兵器のもたらす壊滅的な人道上の結末について深く懸念しています。過去における実際の使用ならびに実験は、これらの兵器の持つ甚大かつ制御不能な破壊力、そしてその無差別性をもたらす受け入れがたい人道上の結末を十分に示して

います。

2013年3月にはノルウェーで、2014年2月にはメキシコで、同年12月にはオーストリアで、核兵器の人道上的影響に関する会議が開催され、事実情報に即した議論が行われたことにより、核兵器使用のもたらす人道上的結末に対する我々の共通認識はいつそう深まりました。専門家及び国際機関が発した主たるメッセージは、いかなる国家あるいは国際機関であっても、核兵器爆発がもたらす短期的な人道上の危機に対処しえず、被害を受けた人々に十分な支援を提供できないというものです。

先般のウィーン会議に158カ国の政府、赤十字国際委員会（ICRC）、多くの国連人道機関、そして市民社会からの広範にわたる参加があったことは、核兵器のもたらす壊滅的な人道上の結末が根源的かつグローバルな懸念であるとの認識を反映したものであります。核兵器の人道上の結末に関する理解をさらに拡大、深化させるべく、こうした議論に関与していくことは、すべての国にとって利益となるものであると私たちは確信しています。また、私たちは市民社会の継続的な関与を歓迎します。

こうした取り組みは不可欠なものです。なぜなら核兵器による壊滅的な結末が影響を与えるのは政府のみならず、この相互につながった世界において一人ひとり、すべての市民に影響を与える問題であるからです。それらは人類の生存、私たちの環境、社会経済的な発展、経済、将来の世代の健康をも左右しうる問題です。そうした理由から、私たちは、核兵器のもたらす壊滅的な結末に対する認識が、2015年NPT再検討会議の作業を含め、核軍縮に向けたあらゆるアプローチや取り組みの下支えとなるべきであると確信しています。

これは当然ながら新しい考えではありません。核兵器のもたらす凄惨な人道上の結末はそれが最初に使用された瞬間から明白なものであり、その瞬間から人類はそうした脅威の存在しない世界を切望してきました。それがこの声明を発することにもつながっています。核兵器のもたらす人道上の結末は、1946年に国連総会が採択した第一号決議をはじめとする数多くの国連決議やNPTをはじめとする多国間の法的文書に反映されてきました。世界の著名な核物理学者たちは1955年の時点ですでに核兵器が人類の継続的な生存にとっての脅威であり、核兵器戦争が人類の終焉につながりうる旨を警告していました。1978年の第一回国連軍縮特別総会（SSOD-1）は、「核兵器は人類ならびに文明の生存に対する最大の脅威である」と強調しました。これらの懸念の表現は今日においても説得力を持ち続けています。にもかかわらず、核兵器のもたらす人道上の結末は長年核軍縮及び核不拡散の議論の中心には据えられてきませんでした。

したがって私たちは、いま人道面の焦点化がグローバル・アジェンダにおいて十分に確立されていることに勇気づけられています。2010年のNPT再検討会議は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに深い懸念」を表明しました。こうした

重大な懸念は、国際赤十字及び赤新月社運動代表者会議による2011年11月26日の決議や多国間核軍縮交渉を前進させるための諸提案を議論する「国連作業部会」の設置を決めた2012年の国連総会決定の原点となりました。これは、核兵器のない世界の喫緊の必要性を謳った2015年1月の「ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体」第3回首脳会議の特別宣言の基盤でもあります。2013年9月の核軍縮に関するハイレベル会合においても、世界中の多くの国家指導者が核軍縮の前進を訴えるとともに、人道上の結末への深い懸念をあらためて喚起しました。2014年の国連総会第一委員会で発表された核兵器の人道上の結末に関する共同声明には全国家の四分の三以上が賛同しました。人道的焦点への政治的支持が拡大していることを本日のこの声明があらためて示しています。

核兵器がふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことは人類の生存にとっての利益です。核兵器爆発の壊滅的な影響は、それが偶発的であれ、計算違いあるいは計画的なものであれ、十分な対応を行うことは不可能です。すべての努力はこれらの大量破壊兵器の脅威を取り除くために割かれなければなりません。

核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面廃棄することです。核兵器の使用を防止し、NPTの目標を達成することやその普遍性を実現することを通じたものを含め、垂直的・水平的拡散を防止し、核軍縮を達成することはすべての加盟国に課された共通の責務です。

私たちはICRCや国際人道機関とともに、核兵器のもたらす壊滅的な人道上の結末の問題を議論しようという国際社会の新たな決意を歓迎します。政府がその責務を果たすと同時に、市民社会は、政府と連携しながら核兵器の壊滅的な人道上の結末についての意識を啓発するという死活的役割を担います。核兵器が呈する脅威を取り除くために協働するという責務を、私たちは次世代に対してまさに負っているのです。

(暫定訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) )



## [付録 2]

核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議において、  
マイケル・リンハルト・オーストリア外務副大臣が発表した誓約  
〈暫定訳〉

2014年12月8～9日に開催された「核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議」の主催国及び議長国として、また、オスロ、ナジャリット、ウィーンの3回の国際会議で示された重要な事実情報ならびに討議結果に照らして、オーストリアは、先ほど読み上げた概要に加えて以下を述べるものとする。これはオーストリアの立場の単なる表明であり、他の参加者を拘束するものではない。会議が示した証拠を慎重に検討した結果、オーストリアは次のような避けがたい結論に達し、NPT及び来る2015年再検討会議の文脈を含めた可能な議論の場において、関心ある国々とともにこれらを推進するべく、後述の通り誓約を行うこととする。

核兵器爆発ならびに核実験の被害者が経験した受け入れ難い惨害を忘れず、それらの被害者の権利や要求への対応が未だ十分になされていないことを認識し、

核兵器爆発によってもたらされる短・中・長期的結末が、従来認識よりもはるかに甚大であること、また、国境での封じ込めが不可能であり、地域的、ひいては地球規模の影響をもたらす、人類の生存さえ脅かすものであることを認識し、

体系的かつ不可逆的であるところの健康、環境、インフラ、食糧安全保障、気候、開発、社会の結びつき、グローバル経済に対する核兵器爆発の結末は、複雑であり、相互に関連していることを認識し、

核兵器爆発の危険性が従来想定よりもはるかに甚大であること、また、さらなる拡散、核兵器能力に対する技術的しきいの低下、核保有国における保有核兵器の近代化の現状、保有国の核ドクトリンにおける核兵器への役割付与にともない、そうした危険性が増大していることを認識し、

受け入れがたい結末をとまなう核兵器使用の危険性は、すべての核兵器の廃絶によってのみ回避できるという事実を理解し、

核兵器爆発の結末及び核兵器関連の危険性は人類すべての安全保障にとっての懸案であり、すべての国家が核兵器の使用を防止する責務を共有していることを強調し、

核兵器爆発のもたらす結末やその危険性は、核兵器の合法性をめぐる議論を超えて、重

大な道義的、倫理的問題を呈していることを強調し、

人口密集地域における核兵器爆発がもたらす人的被害及び人道上の惨禍に十分な対処ができる国内・国際的な対応能力は存在せず、そのような能力は今後も存在し得ないであろうことに留意し、

核兵器が、いかなる状況下においても、二度と使用されないことが人類の生存にとっての利益であることを強調し、

「核兵器のない世界」という共通目標の前進に向け、国際組織、関連国連機関、赤十字・赤新月運動、議員や自治体首長、アカデミア、市民社会が担っている決定的な役割についてあらためて強調し、

オスロとナジャリットでの会議の成果を踏まえ、ウィーン会議が行った事実情報を基にした議論、そこでの討議結果、説得力のある証拠は、核軍縮に関するあらゆる議論、義務、誓約の中心に据えられるべきものであることから、オーストリアは、2015年NPT再検討会議や国連の枠組みをはじめとした関係するすべての議論の場において、これらを提示していくことを自国の責任とみなし、誓約するものとする。

オーストリアは、すべてにとっての人間の安全保障という要請にしたがい、核兵器がもたらす危険から民間人を保護することを推進してゆくことを誓約する。

オーストリアは、すべてのNPT加盟国に対し、第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行するとの自国の誓約を一新するよう求める。そしてそのために、核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的な溝を埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求するよう求める。また、オーストリアは、こうした目標の実現に向けて、あらゆる関係者と協力してゆくことを誓約する。

オーストリアは、核兵器保有国に対し、核兵器の運用体制の緩和、配備から非配備への移行、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割低減、すべての種類の核兵器の早急な削減を含む、核兵器爆発の危険性低下に向けた具体的な中間的措置を講じるよう求める。

受け入れがたい人道上的影響及び関連した危険性の観点から、核兵器を忌むべきものとし、禁止し、廃絶する努力において、オーストリアはすべての関係者、各国政府、国際機関、国際赤十字・赤新月運動、議員、そして市民社会と協力していくことを誓約する。

(暫定訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA))

### [付録 3]

#### 中東に関する決議

NPT/CONF.1995/32 (Part I) 付属文書

1995 年 5 月採択

核不拡散条約 (NPT) の加盟国会議は、

NPT の目的及び諸条項を強調し、

条約第 7 条にしたがい、非核兵器地帯の設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献することを認識し、

安全保障理事会が、1992 年 1 月 31 日付の声明において、核及び他のすべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持する全会一致採択の総会決議 (最新は 1994 年 12 月 15 日付 49/71) を想起し、

中東における IAEA 保障措置の適用に関する、IAEA 総会採択の関連決議 (最新は 1994 年 9 月 23 日付 GC(XXXVIII)/RES/21) を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張した地域においてもたらす危険に留意し、

安保理決議 687 (1991)、特にその 14 節に留意し、

安保理決議 984 (1995) 及び 1995 年 5 月 11 日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」決定の第 8 節に留意し、

1995 年 5 月 11 日に会議が採択した他の諸決定に留意し、

1. 中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
2. 会議の主委員会 III が、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を取得せず、すべての核活動に IAEA 保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾するよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。

3. 中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設を運転している NPT 未加盟国に対し包括的な IAEA 保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第 6 項第 3 節に盛り込まれた勧告を強調する。

4. NPT の普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期に NPT に加盟し、自国の核施設を包括的な IAEA 保障措置の下に置くよう求める。

5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において实际的措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。

6. すべての NPT 加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

(翻訳：特定非営利活動法人ピースデポ)